目

次

第三千九百三十二号

十二月十日 十二月十日

平成

都市計画公聴会の開催 障害福祉サービス事業者の指定. 特定行為業務の登録 サービス事業の廃止の届出. 介護保険法による指定介護予防サー 事業の廃止の届出. 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 公 告 告 示 ビス事業者の介護予防 (障害福祉課) ... (都市計画課) 保高 険 険 福 民南地 同 同 局域 課祉 : : :

先 機 関

出

建設業者の許可の取消し.

県中

:

껃

道路の位置の指定. 県下 民地

局域

:

껃

告

示

青森県告示第八百四十二号

(第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十六年十二月十日

行居 宅サー - ビス事業を 年廃 月 日止

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

朝株 日介護 社 氏名 称 又は 指定居宅サービス事業者 | 黒石市八甲三四 所在地又は住所主たる事務所の 護通 所介 ビス朝 日 名 称 四黒の田市 所 在 八甲三 地 **三平** が 芸 年届廃 月 止 日出の

青森県告示第八百四十三号

たので、 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 第百十五条の五第二項の規定により、 次

平成二十六年十二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

朝株 日 介 養 社 氏名 称 又は 事産の護予防サー の四 黒石市八甲三四 所在地又は住所主たる事務所の ビ 者ス 介防介 護通護 所予 種ビ防介類スサ護の一予 ビス 朝日 名 事介 業護 称 を予 四黒の石市が 行防 所 うサ 事丨 在 八甲三 · 業ビ 所ス 地 年届廃 月 止 日出の で成立。 年廃 月 日止

青森県告示第八百四十四号

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 規定により、 社会福祉士及び介護福祉士法 次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 (昭和六十二年法律第三十号) 同条第二項において準用す 附則第二十条第一 項の

平成二十六年十二月十日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

0	番	登	
000	号録		
崇平 ≐成	年	登	
≕成	月		
_	日録		
会法社 人会 千福 年祉	名氏名又は		
九字字弘 の山原前 一中ケ市 三平大	住		
年援障 園施害 設者 千支	名称	事	
九字字弘	所	業	
の山原前 一中ケ市 三平大	在地	所	
╤平 = −	年刊月日記	業務開始	
	備		
	考		

青森県告示第八百四十五号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

拓心会祖法人	拓心会福祉法人	名称	事業語言
樋字 工野尾 工学 の 三 一 の 三 大 の 三 大 の 三 大 の 三 大 の 三 に の 三 に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に 。 に に 。 に に に に に に に に に に に に に	樋二二二の三字水野尾字懸	の 所 在 地	** せー ビス 者
援共 助同 生活	支就 援労 B継 型続	の サー 種 ビ 福 ス 社	
ス リー ブハウ	ステップ1	名称	事には、世界のでは、
三学の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	三	所 在 地	業 所
"	<u></u>	年指 月 日定	

公

告

都市計画公聴会の開催

区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により八戸都市計画

> 項の規定により公告する。 で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

平成二十六年十二月十日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

開催の日時

平成二十七年一月六日 午後二時から

開催の場所

八戸市庁 別館二階会議室C 八戸市内丸一丁目一の一

Ξ

案件 八戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変更

兀 公述の申出等

ならない。

案」という。)

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 域内に住所を有する者とする。 八戸市の区

3 書面の提出期限

平成二十六年十二月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

八戸市都市整備部都市政策課 八戸市内丸一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要 六

都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

八戸市都市整備部都市政策課青森県県土整備部都市計画課

|八戸都市計画道路の変更 (青森県決定) |-苹素+プ

都市計画道路中3・3・8号白銀市川環状線を以下のように変更する。

幹		坦 種			
構造形式の内訳		3 . 3 . 8	畑	加	
		白銀市川環状線	路線名	称	
	八戸市大字市川 町字尻引堤沢	八戸市大字長苗 代字上碇田	八戸市築港街第 一ふ頭	鬥	
	八戸市大字市川 町字尻引前山	八戸市大字長苗 代字天狗柳	八戸市大字市川 町字南大谷地	淡	位置
			大字尻内町	主 経過地	
約20,100m	約550m	約380m	約21,030m	温雨	区域
地表式	計上式	計上式		港 形造 式造	
			4車線	事級数数	構
22 ~ 46m	22 ~ 46m	27 ~ 43m	22m	肅	, 42 jii
JR八戸線と立体交差 1箇所 幹線街路3・3・1号、 幹線街路3・3・5号と 立体交差 台1箇所 幹線街路と平面交差 幹線街路と平面交差				地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	ബ
					備考

2 閲覧期間

平成二十六年十二月十一日から同月二十四日まで

閲覧時間

3

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

於 洪 - \mathbb{H} 1

> 五 四 \equiv

> > 許可番号

青森県知事許可 (般 二四) 第二〇〇三七七号

弘前市大字茂森新町三丁目二の二

主たる営業所の所在地

取消年月日 平成二十六年十一月二十五日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

する。

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当

平成二十六年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

届

見を述べたいので申し出ます。 八戸都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意

平成 併 Ш

青森県知事 ||| |<u>*</u> 申掛 骤

公述申出人

住氏 严

(11)

意見の要旨及びその理由

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十六年十二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏名 商号又は名称 近藤 俊三 近藤工務所

> 出 先 機 関

下北地域県民局告示第五号

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部

平成二十六年十二月十日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

の二、三四〇の三むつ市横迎町二下	位
三目三四〇	置
ル五三・〇門	延
〇四メート	長
六・一〇メー	幅
ートル	員
宗平 一成 二	年指 月 日定

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭